

半田市審議会等設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等の適正な設置及び効率的な運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において審議会等とは、次に掲げるものとする。ただし、市職員のみで構成されているものを除く。

- (1) 行政委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項の規定に基づき設置された機関をいう。）
- (2) 附属機関（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された機関をいう。）
- (3) 附属機関に準ずる機関（各種施策の企画立案又は行政執行の過程において、市政に市民、有識者等（以下「市民等」という。）の意見を反映させることを目的として、規則、要綱等（以下「規則等」という。）により設置された機関をいう。）

(設置時の検討事項)

第3条 審議会等を新たに設置しようとするときは、法律の規定によりその設置が義務付けられている場合を除き、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 設置目的又は所掌事務について、既存の審議会等と重複する部分がないか確認するとともに、他の行政手段の適否を検討し、既存の審議会等との改組を含めた検討を行うこと。
- (2) 審議会等の設置目的が一定の期間で達成可能な場合は、設置当初から終期の設定を含めた検討を行い、可能な限り当該審議会等の設置根拠となる条例及び規則等に当該終期を規定すること。
- (3) 審議会等の効率的な活動のため、委員数は設置目的に応じた必要最小限とし、原則20名以内とすること。ただし、特別の事由によりこれを超える必要があると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 委員の任期は、原則2年以内とすること。ただし、特別の事由によりこれを超える必要があると認められる場合は、この限りでない。

(廃止等の検討)

第4条 既存の審議会等に関し、次の各号のいずれかに該当するものについては、それぞれ廃止、統合又は整理に努めるものとする。

- (1) 所期の目的が達成されたもの
- (2) 社会情勢の変化等により存続の必要性が著しく低下しているもの
- (3) 長期にわたって委員の選任がない、開催回数が少ないなど、その活動が著しく低調なもの
- (4) 他の行政手段の方が市民等の意見の反映が効果的と判断されるもの
- (5) 設置目的又は所掌事務が他の審議会等と重複しているもの
- (6) その他行政の簡素化及び効率化の観点から廃止、統合又は整理が望ましいもの

(委員の任命)

第5条 審議会等の委員の任命に当たっては、当該審議会等の設置の趣旨又は目的に照らし、法律、条例又は規則等に定めがある場合を除き、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 委員の意見、学識、経験等が偏ることなく、審議会等が十分に機能するよう、各分野及び幅広い年齢層から適切な人材を選任し、適正な構成とすること。
- (2) 市民等の積極的な市政への参画を推進するため、行政機関の職員を選任を極力抑え、市民等の積極的な選任に努めること。
- (3) 審議会等の趣旨又は目的を勘案し、可能な限り公募により選任すること。
- (4) 男女共同参画社会の実現のため、半田市男女共同参画推進条例（平成17年半田市条例第19号）第13条第2項の規定に基づき、積極的に女性を選任すること。
- (5) 各種市民団体から委員を選任する場合は、幅広い市民意見を反映させるため、充て職による選任を控え、推薦による選任方法に努めること。
- (6) 委員を再任するときは、その在任期間が通算10年を超えないこと。ただし、特定の専門知識、経験等を必要とするため、他に代わる者を任命できない場合、民間団体等の長を任命する必要がある場合、その他特別の事由があると認められる場合は、この限りでない。
- (7) 審議会等の職責を委員が果たし得るよう、同一人が就任することができる審議会等の総数は、5機関以内とすること。ただし、特定の専門知識、経験等を必要とするため、他に代わる者を任命できない場合、民間団体等の長を任命する必要がある場合、

その他特別の事由があると認められる場合は、この限りでない。

(審議会等の運営)

第6条 審議会等の運営に当たっては、実質的な審議が円滑に行われるよう、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の開催に当たっては、事前に資料を配布し、委員が十分に意見を述べることができるよう配慮するとともに、委員に対しては、審議のために必要な情報を積極的に提供すること。
- (2) 審議会等の開催時間及び開催場所は、審議内容に応じて適切な設定を行うこと。
- (3) 審議会等の経過が明らかとなるよう、会議後速やかに会議録を作成すること。
- (4) 審議会等の活動に関する情報を市民に提供するため、可能な限り会議録の公開、審議結果の公表に努め、審議会等の運営の透明化を図ること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。